

大和市教育委員会告示第4号

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年2月18日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱（平成20年大和市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「所掌する事項」の次に「（大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）第2条第1項の規定により補助執行させるものを除く。）」を加える。

別表に次のように加える。

大和市青少年相談員連絡協議会運営費補助金交付事業	大和市内の青少年非行防止活動の推進を図るために、大和市青少年相談員連絡協議会の組織運営及び活動を支援することを目的とする。
--------------------------	---

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。